

低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金（基本給付の再支給）について

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、臨時特別給付金の支給を実施しているところ。
- ひとり親家庭は、非正規雇用労働者の割合が高く収入が少ないなど、元々経済的基盤が弱く厳しい状況にある中で、その生活実態が依然として厳しい状況にあることを踏まえ、年末年始に向け、予備費を活用して、給付金の基本給付（2次補正分）の支給対象者に対して、再度、同様の基本給付（再支給分）の支給を実施。

1. 対象者

以下のいずれかに該当し、基本給付（2次補正分）の支給を受けた者（申請不要）

- ① 令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている者
- ② 公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者（※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る。）
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がった者

※ 令和2年12月11日時点では基本給付（2次補正分）の申請を行っていない者についても、基本給付（再支給分）を併せて申請することにより支給。

2. 給付額

1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円
（基本給付（2次補正分）に同じ。）

3. 実施主体

都道府県、市（特別区を含む。）及び
福祉事務所設置町村

4. 費用

全額国庫負担（10/10）
※事務費についても全額国庫負担

5. 予算額（令和2年度予備費）

737億円（事業費）
※母子家庭等対策総合支援事業

6. スケジュール

支給を年内を目処に実施